

個別規程 IIJ マネージドファイアウォールサービス

令和 8 年 4 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(種類)

IIJ マネージドファイアウォールサービスには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

種類区分	種類	内容
I	FireWall-1	ファイアウォール機器に Check Point Software Technologies 社製 アプライアンスシリーズ及び CloudGuard を用いる IIJ マネージドファイアウォールサービス
	Palo Alto	ファイアウォール機器に Palo Alto Networks 社製 PA シリーズ及び VM-Series を用いる IIJ マネージドファイアウォールサービス
	Fortinet FortiGate	ファイアウォール機器に Fortinet 社製 FortiGate アプライアンスシリーズ及び FortiGate-VM を用いる IIJ マネージドファイアウォールサービス
	Juniper SRX	ファイアウォール機器に Juniper Networks 社製 SRX シリーズ及び vSRX を用いる IIJ マネージドファイアウォールサービス
II	仮想ファイアウォール(vMFW)	特定のオプション(第 16 条(オプションサービス)第 3 項に定めるオプションであって、以下「vMFW 仮想アプライアンスパッケージオプション」といいます。)と組み合わせることにより利用可能となるクラウドサービス上のファイアウォール機能を用いる IIJ マネージドファイアウォールサービス

第2条(品目)

IIJ マネージドファイアウォールサービスには、それぞれの種類に応じて、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

種類区分	種類	品目
I	FireWall-1	タイプ S
	Palo Alto	タイプ A
	Fortinet FortiGate	タイプ B
		タイプ C
		タイプ D
		タイプ M/CXE-50M(注 1)
		タイプ M/CXE-100M(注 1)
		タイプ M/CXE-200M(注 1)
		タイプ M/CXE-300M(注 1)
		タイプ M/CXE-400M(注 1)
		タイプ M/CXE-500M(注 1)
		タイプ M/CXE-1G(注 1)
		タイプ M/CXE-2G(注 1)
		タイプ M/CXE-3G(注 1)
		タイプ M/CXE-4G(注 1)
	Juniper SRX	タイプ V/PBB 接続 VM1-2(注 2)
		タイプ V/PBB 接続 VM2-4(注 2)
		タイプ V/PBB 接続 VM2-6(注 2)
		タイプ V/PBB 接続 VM2-8(注 2)
		タイプ V/PBB 接続 VM4-6(注 2)
		タイプ V/PBB 接続 VM4-8(注 2)
		タイプ V/PBB 接続 VM4-12(注 2)
		タイプ V/PBB 接続 VM6-12(注 2)
		タイプ V/PBB 接続 VM8-12(注 2)
		タイプ V/PBB 接続 VM8-16(注 2)
		タイプ V/PBB 接続 VM16-64(注 2)
II	仮想ファイアウォール(vMFW)	GIO-P2 パブリック タイプ 1
		GIO-P2 パブリック タイプ 2
		PBB 接続 タイプ 1
		PBB 接続 タイプ 2
		PBB 接続 タイプ 3

(注 1)タイプ M/CXE-50M、タイプ M/CXE-100M、タイプ M/CXE-200M、タイプ M/CXE-300M、タイプ M/CXE-400M、タイプ M/CXE-500M、タイプ M/CXE-1G、タイプ M/CXE-2G、タイプ M/CXE-3G 及びタイプ

プ M/CXE-4G は、ファイアウォール機器又は仮想ファイアウォールのマネージメント機能のみを提供する品目です。以下これら品目を併せて「タイプ M/CXE 品目」といいます。

(注2)タイプ V/PBB 接続 VM1-2、タイプ V/PBB 接続 VM2-4、タイプ V/PBB 接続 VM2-6、タイプ V/PBB 接続 VM2-8、タイプ V/PBB 接続 VM4-6、タイプ V/PBB 接続 VM4-8、タイプ V/PBB 接続 VM4-12、タイプ V/PBB 接続 VM6-12、タイプ V/PBB 接続 VM8-12、タイプ V/PBB 接続 VM8-16 及びタイプ V/PBB 接続 VM16-64 は、仮想ファイアウォール機能及びマネージメント機能を提供する品目です。以下これら品目を併せて「タイプ V/PBB 接続品目」といいます。

第 3 条(最低利用期間)

種類区分を I とする IIJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目及びタイプ V/PBB 接続品目を除く)に係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ マネージドファイアウォールサービス契約」といいます。)における最低利用期間は 1 年とし、その起算日は、課金開始日とします。

2 品目をタイプ M/CXE 品目及びタイプ V/PBB 接続品目とする IIJ マネージドファイアウォールサービス契約における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

3 種類区分を II とする IIJ マネージドファイアウォールサービス契約における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第 4 条(IP アドレスの特定)

IIJ マネージドファイアウォールサービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスとします。

2 種類区分を I とする IIJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目及びタイプ V/PBB 接続品目を除く)の契約者は、当社が当該サービスの運用、維持管理に使用するための IP アドレス(IPv4 アドレスに限ります)を指定するものとします。

3 当社は、種類区分を II とする IIJ マネージドファイアウォールサービスにおいて、当社が当該サービスの運用、維持管理に使用するための IP アドレス(IPv4 アドレスに限ります)を指定するものとします。

4 契約者は、前 2 項に基づき指定した以外の IP アドレスを使用して、種類区分を I (タイプ M/CXE 品目及びタイプ V/PBB 接続品目を除く)又は II とする IIJ マネージドファイアウォールサービスを利用することはできません。

第 5 条(利用資格)

品目をタイプ M/CXE 品目とする IIJ マネージドファイアウォールサービスを利用するには、当社の提供する IIJ クラウドエクスチェンジサービス/タイプ M2 の契約者であって、かつ、当該サービスにおいてファイアウォール連携オプションを利用している必要があります。

- 2 品目をタイプ V/PBB 接続品目とする IIJ マネージドファイアウォールサービスを利用するには、当社が提供する IIJ プライベートバックボーンサービス及び IIJ インターネットアクセスサービスの契約者である必要があります。
- 3 種類区分を II とする IIJ マネージドファイアウォールサービスを利用するには、いずれかの vMFW 仮想アプライアンスパッケージオプションの利用の申し込みが必要です。
- 4 品目を PBB 接続 タイプ 1、PBB 接続 タイプ 2 又は PBB 接続 タイプ 3 とする IIJ マネージドファイアウォールサービスを利用するには、当社が提供する IIJ プライベートバックボーンサービス及び IIJ インターネットアクセスサービスの契約者である必要があります。
- 5 オンサイト保守オプション及びインタフェース増設オプションを利用するには、種類区分を I とする IIJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目及びタイプ V/PBB 接続品目を除く)において提供するファイアウォール機器(以下「貸与ファイアウォール機器」といいます。)を利用する IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者である必要があります。
- 6 ポート拡張オプション及び現地作業オプションを利用するには、種類区分を I とする IIJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目及びタイプ V/PBB 接続品目を除く)の契約者である必要があります。
- 7 侵入防御オプションを利用するには、種類を FireWall-1 とする IIJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目及びタイプ V/PBB 接続品目を除く)の契約者である必要があります。
- 8 脅威対策オプション及び Threat Emulation オプションを利用するには、種類を FireWall-1 とする IIJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目を除く)の契約者である必要があります。
- 9 CheckPoint SandBlast NGTX オプションを利用するには、種類を仮想ファイアウォール(vMFW)とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者である必要があります。
- 10 脅威防御オプション、アドバンスド脅威防御オプション、URL フィルタリングオプション及びアドバンスド URL フィルタリングオプションを利用するには、種類を Palo Alto とする IIJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目を除く)の契約者である必要があります。
- 11 WildFire オプションを利用するには、種類を Palo Alto とする IIJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目を除く)の契約者であって、脅威防御オプションの利用者である必要があります。
- 12 アドバンスド WildFire オプション、DNS セキュリティオプション及びアドバンスド DNS セキュリティオプションを利用するには、種類を Palo Alto とする IIJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目を除く)の契約者であって、脅威防御オプション又はアドバンスド脅威防御オプションの利用者である必要があります。

13 アンチウイルスオプション、侵入プロテクションオプション及び Web フィルタオプションを利用するには、種類を Fortinet FortiGate とする IIJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目及びタイプ V/PBB 接続品目を除く)の契約者である必要があります。

14 マルウェア対策オプションを利用するには、種類を Fortinet FortiGate とする IIJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目を除く)の契約者である必要があります。

15 サンドボックスオプションを利用するには、種類を Fortinet FortiGate とする IIJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目を除く)の契約者であって、マルウェア対策オプションの利用者である必要があります。

16 ラックマウントキットオプションを利用するには、種類を Fortinet FortiGate 又は Juniper SRX(ファイアウォール機器が別途当社が定めるものである場合に限りです。)とする IIJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目及びタイプ V/PBB 接続品目を除く)の契約者である必要があります。

17 グローバル IP アドレス/V(vMFW/VIP 用)オプション及びプライベートネットワーク/V(vMFW/同期用)オプションを利用するには、種類を仮想ファイアウォール(vMFW)とし、かつ、品目を GIO-P2 パブリック タイプ 1 又は GIO-P2 パブリック タイプ 2 とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者である必要があります。

18 vMFW 仮想アプライアンスパッケージオプションを利用するには、種類を仮想ファイアウォール(vMFW)とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者である必要があります。

19 トンネル接続(IIJ セキュアエンドポイントサービス)オプションを利用するには、種類を Palo Alto 又は Fortinet FortiGate とする IIJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目及びタイプ V/PBB 接続品目を除く)及び IIJ セキュアエンドポイントサービスの契約者であって、かつ、IIJ セキュアエンドポイントサービスにおいてトンネル接続オプションを利用している必要があります。

20 DR オプションを利用するには、品目をタイプ V/PBB 接続品目とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者である必要があります。

第 6 条(利用条件)

種類区分を I とする IIJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目及びタイプ V/PBB 接続品目を除く)の契約者は、当該サービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) ファイアウォール機器の運用監視を行うための接続環境の用意
- (2) ファイアウォール機器を設置、稼動することができる電源及び場所の確保
- (3) ファイアウォール機器について、結線その他の物理的な設置作業(ただし、現地作業オプションを利用する場合はこの限りではありません。)
- (4) ファイアウォール機器の運用ポリシーの決定

- (5) 種類区分をⅠとするⅡJ マネージドファイアウォールサービスの契約者のネットワークに対して外部から攻撃があった場合の具体的対応
- (6) 前 5 号の他当社が個別に指定するもの

2 品目をタイプ M/CXE 品目若しくはタイプ V/PBB 接続品目とするⅡJ マネージドファイアウォールサービス又は種類区分をⅡとするⅡJ マネージドファイアウォールサービスの契約者は、当該サービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) ファイアウォールの運用ポリシーの決定
- (2) 種類区分をⅡとするⅡJ マネージドファイアウォールサービスの契約者のネットワークに対して外部から攻撃があった場合の具体的対応
- (3) 前 2 号の他当社が個別に指定するもの

3 前 2 項に定める事項を契約者が行っていない場合には、ⅡJ マネージドファイアウォールサービスを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

第 7 条(契約内容の変更)

種類区分をⅠとするⅡJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目及びタイプ V/PBB 接続品目を除く)の契約者は、品目の変更を請求することができるものとします。ただし、種類の変更が伴わない場合、かつ、変更後の月額料金が変更前の月額料金を下回らない場合に限りします。

2 品目をタイプ M/CXE 品目とするⅡJ マネージドファイアウォールサービスの契約者は、品目の変更を請求することができるものとします。ただし、同一種類、かつ、タイプ M/CXE 品目内での変更に限ります。

3 品目をタイプ V/PBB 接続品目とするⅡJ マネージドファイアウォールサービスの契約者は、品目の変更を請求することができるものとします。ただし、同一種類、かつ、タイプ V/PBB 接続品目内での変更に限ります。

4 種類区分をⅡ、かつ、品目を GIO-P2 パブリック タイプ 1 又は GIO-P2 パブリック タイプ 2 とするⅡJ マネージドファイアウォールサービスの契約者は、品目の変更を請求することができるものとします。ただし、種類の変更が伴わない場合、かつ、変更後の月額料金が変更前の月額料金を下回らない場合に限りします。

5 種類区分をⅡ、かつ、品目を PBB 接続 タイプ 1、PBB 接続 タイプ 2 又は PBB 接続 タイプ 3 とするⅡJ マネージドファイアウォールサービスの契約者は、品目の変更を請求することができるものとします。ただし、種類の変更が伴わない場合に限りします。

第 8 条(品質保証)

種類区分をⅠ（タイプ M/CXE 品目を除く）及びⅡとするⅡJ マネージドファイアウォールサービスにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙 1 の定めによるものとします。

- (1) 障害通知
- (2) 設定変更対応通知

2 品目をタイプ M/CXE 品目とするⅡJ マネージドファイアウォールサービスにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙 1 の定めによるものとします。

- (1) 設定変更対応通知

3 前 2 項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前 2 項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第 9 条(設定変更対応通知)

契約者は、当社に対し、当社が設定変更対応に要する連絡先(以下この個別規程において「運用管理担当者」といいます。)を通知するものとします。

2 運用管理担当者の変更があったときは、契約者は、速やかにその旨及び変更後の運用管理担当者を当社に届け出るものとします。

第 10 条(機器の選定)

貸与ファイアウォール機器は、第 1 条(種類)に定める種類及び第 2 条(品目)に定める品目に応じて当社が選択して提供するものとします。ただし、品目をタイプ S とするⅡJ マネージドファイアウォールサービスにおいては、当社が提供するファイアウォール機器のほか、契約者自らが調達したファイアウォール機器(当社が指定する機器とします。)を利用することができます。

第 11 条(機器の管理)

貸与ファイアウォール機器を利用するⅡJ マネージドファイアウォールサービスの契約者は、貸与ファイアウォール機器につき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、貸与ファイアウォール機器の停止、移動、取り外し、変更、分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリング、その他ⅡJ マネージドファイアウォールサービスの利用の目的以外の使用をしないこと
- (2) 当社の承諾がある場合を除き、貸与ファイアウォール機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (3) 日本国外で貸与ファイアウォール機器を使用しないこと
- (4) 貸与ファイアウォール機器を善良な管理者の注意をもって管理すること

2 前項の規定に違反して貸与ファイアウォール機器を亡失し又は毀損したときは、当該貸与ファイアウォール機器の回復又は修理に要する費用は、契約者が負担するものとします。

3 IIJ マネージドファイアウォールサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合には、契約者は、当該契約の終了日から 30 日以内に貸与ファイアウォール機器を当社に返還するものとします。

第 12 条(故障が生じた場合の措置)

貸与ファイアウォール機器を利用する IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者は、貸与ファイアウォール機器に故障が生じたときは、可及的速やかにその旨を当社に通知するものとします。

2 前項の通知があったときは、当社は、契約者の請求に基づき代替機の送付を行います。この場合において、契約者は、代替機の到着日から 30 日以内に、当社が指定する方法により、故障した貸与ファイアウォール機器を当社に送付するものとします。

3 貸与ファイアウォール機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、別紙 2 の 3.(2)に定める金額を支払うものとします。

第 13 条(亡失品に関する措置)

貸与ファイアウォール機器を利用する IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者は、貸与ファイアウォール機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。

2 当社は、亡失品(第 11 条(機器の管理)第 3 項に定める返還がなかった場合の貸与ファイアウォール機器を含みます。)の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとします。

3 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

(1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。

(2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

(3) 亡失品についても、契約者は、第 11 条(機器の管理)第 1 項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

第 14 条(ログの保存)

当社は、当社が定める方法及び期間において、ファイアウォールの通信ログ(以下この個別規程において「ログ」といいます。)の保存及び当該ファイアウォールの契約者へのログの提供を行います。

第 15 条(標準サポート対応時間)

当社は、IIJ マネージドファイアウォールサービスにあつては、当社の営業時間内においてファイアウォールの設定変更及び契約者からの問合せの対応を行います。ただし、次条(オプションサービス)第 2 項第 2 号に定める拡張サポートオプションに係る IIJ マネージドファイアウォールサービス契約の契約者についてはこの限りではありません。

第 16 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があつた場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ マネージドファイアウォールサービスには、次のオプションサービスがあります。

(1) ホットスタンバイオプション

複数のファイアウォールを用いた冗長化構成とするためにファイアウォールを追加するオプションサービスであつて、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(2) 拡張サポートオプション

ファイアウォールの設定変更及び契約者からの問合せ対応時間を 24 時間 365 日に拡張するオプションサービスであつて、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(3) オンサイト保守オプション

貸与ファイアウォール機器を利用する IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者に対し、ファイアウォール機器故障時の対応を 24 時間 365 日対応のオンサイト保守に変更するオプションサービスであつて、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(4) ポート拡張オプション

種類区分を I (タイプ M/CXE 品目及びタイプ V/PBB 接続品目を除く)又は II とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者に対し、ファイアウォール機器において利用できるポート数(セキュリティゾーンを指します。以下同じとします。)を、1 ポート追加して提供するオプションサービスであつて、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(5) ポート拡張(+5 ポート)オプション

ファイアウォール機器において利用できるポート数を、5 ポート追加して提供するオプションサービスであつて、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(6) インタフェース増設オプション

貸与ファイアウォール機器を利用する IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者に対し、ファイアウォール機器にインタフェースモジュールを増設するオプションサービスであつて、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(7) VPN オプション

IIJ マネージドファイアウォールサービスに係るファイアウォールにおいて VPN 接続機能を提供するオプションサービスであつて、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(8) 月次報告書送付オプション

ファイアウォールの設定内容及び監視状況等の運用状況に関する月次レポートを契約者に対し送付するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(9) 現地作業オプション

種類区分を I とする IIJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目及びタイプ V/PBB 接続品目を除く)の契約者に対し、ファイアウォール機器の設置場所において、当社がインストール又は設定等の作業を行うオプションサービスであって、当社が別途定める内容及び仕様にに基づき提供するもの

(10) 脅威対策オプション

種類を FireWall-1 とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者に対し、Check Point Software Technologies 社の提供するアンチウイルス及びアンチボット機能等を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(11) 侵入防御オプション

種類を FireWall-1 とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者に対し、侵入防御機能等を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(12) Threat Emulation オプション

種類を FireWall-1 とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者に対し、標的型又は未知のマルウェアの検出、分析及び防御を行うサンドボックス機能を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(13) CheckPoint SandBlast NGTX オプション

種類を仮想ファイアウォール(vMFW)とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者に対し、標的型又は未知のマルウェアの検出、分析及び防御を行うサンドボックス機能を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(14) 脅威防御オプション

種類を Palo Alto とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者に対し、各種脅威を低減する機能等を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(15) アドバンスド脅威防御オプション

種類を Palo Alto とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者に対し、各種脅威を低減する機能等(脅威防御オプションより強化した機能とします)を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(16) WildFire オプション

種類を Palo Alto とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者であって、脅威防御オプションの利用者に対し、標的型又は未知のマルウェアの検出、分析及び防御を行う機能を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(17) アドバンスド WildFire オプション

種類を Palo Alto とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者であって、脅威防御オプション又はアドバンスド脅威防御オプションの利用者に対し、標的型又は未知のマルウェアの検出、分析及び防御を行う機能(それぞれ WildFire オプションより強化した機能とします)を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(18) URL フィルタリングオプション

種類を Palo Alto とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者に対し、URL フィルタリング機能を提供するものであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(19) アドバンスド URL フィルタリングオプション

種類を Palo Alto とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者に対し、URL フィルタリング機能(URL フィルタリングオプションより強化した機能とします)を提供するものであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(20) DNS セキュリティオプション

種類を Palo Alto とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者であって、脅威防御オプション又はアドバンスド脅威防御オプションの利用者に対し、DNS を利用して攻撃の阻止等の機能を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(21) アドバンスド DNS セキュリティオプション

種類を Palo Alto とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者であって、脅威防御オプション又はアドバンスド脅威防御オプションの利用者に対し、DNS を利用して攻撃の阻止等の機能(DNS セキュリティオプションより強化した機能とします)を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(22) アンチウイルスオプション

種類を Fortinet FortiGate とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者に対し、当社が指定するウイルススキャンエンジンを用いてアンチウイルス機能を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(23) マルウェア対策オプション

種類を Fortinet FortiGate とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者に対し、標的型及び APT 攻撃等の高度な脅威、マルウェア感染並びにボットネットの活動阻止を目的とした複数の防御機能を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(24) 侵入プロテクションオプション

種類を Fortinet FortiGate とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者に対し、侵入防御機能等を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(25) Web フィルタオプション

種類を Fortinet FortiGate とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者に対し、URL フィルタ機能を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(26) サンドボックスオプション

種類を Fortinet FortiGate とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者であって、マルウェア対策オプションの利用者に対し、標的型又は未知のマルウェアの検出、分析及び防御を行う機能を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(27) ラックマウントキットオプション

種類を Fortinet FortiGate 又は Juniper SRX(ファイアウォール機器が別途当社が定めるものである場合に限ります。)、かつ、貸与ファイアウォール機器を利用する IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者に対し、当該サービスで使用する機器について 19 インチラックマウント用の取

り付け金具を貸与するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(28) グローバル IP アドレス/V(vMFW/VIP 用)オプション

種類を仮想ファイアウォール(vMFW)とし、かつ、品目を GIO-P2 パブリック タイプ 1 又は GIO-P2 パブリック タイプ 2 とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者に対し、当該サービスで使用するための IP アドレスを提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(29) プライベートネットワーク/V(vMFW/同期用)オプション

種類を仮想ファイアウォール(vMFW)かつ、品目を GIO-P2 パブリック タイプ 1 又は GIO-P2 パブリック タイプ 2 とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者であって、ホットスタンバイオプションを利用している契約者に対し、当該サービス及び当該オプションを冗長化して利用するために必要な VLAN の機能を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(30) 導入サポート(ベーシック)オプション

IIJ マネージドファイアウォールサービスの導入時に設定シート(ファイアウォールの運用ポリシーを定義するシートをいいます。以下同じとします。)の作成支援を行うオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(31) 導入サポート(アドバンス)オプション

IIJ マネージドファイアウォールサービスの導入時に設定シートの作成代行を行うオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(32) トンネル接続(IIJ セキュアエンドポイントサービス)オプション

種類を Palo Alto 又は Fortinet FortiGate とする IIJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目及びタイプ V/PBB 接続品目を除く)と IIJ セキュアエンドポイントサービス間の VPN 接続機能を提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

(33) DR オプション

タイプ V/PBB 接続品目とする IIJ マネージドファイアウォールサービスの契約者に対し、当社設備が被災する等の事由で当該サービスが通常どおり提供できない状態が生じたときに、当社が別途定める仕様にに基づき当該サービスの一部機能提供を確保するもの

3 vMFW 仮想アプライアンスパッケージオプションは、以下のとおりとします。

(1) vMFW ファイアウォールパッケージオプション

クラウドサービス上の仮想サーバで運用する仮想化ファイアウォールソフトウェアを提供するオプションサービスであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

4 オプションサービスの利用における最低利用期間は次のとおりとし、その起算日はオプションサービスの課金開始日とします。

オプションサービス名	最低利用期間
拡張サポートオプション	1 ヶ月

オンサイト保守オプション	
ポート拡張オプション	
ポート拡張(+5 ポート)オプション	
インタフェース増設オプション	
VPN オプション	
月次報告書送付オプション	
トンネル接続(IIJ セキュアエンドポイントサービス)オプション	
DR オプション	
グローバル IP アドレス/V(vMFW/VIP 用)オプション	
プライベートネットワーク/V(vMFW/同期用)オプション	
CheckPoint SandBlast NGTX オプション	
vMFW ファイアウォールパッケージオプション	
次のホットスタンバイオプション (1)種類区分をⅡとする IIJ マネージドファイアウォールサービスに係るホットスタンバイオプション (2)品目をタイプ M/CXE 品目及びタイプ V/PBB 接続品目とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに係るホットスタンバイオプション	
品目をタイプ V/PBB 接続品目とする IIJ マネージドファイアウォールサービスに係る次のオプション (1)脅威対策オプション (2) Threat Emulation オプション (3) マルウェア対策オプション (4) サンドボックスオプション (5) 脅威防御オプション (6) アドバンスド脅威防御オプション (7) WildFire オプション (8) アドバンスド WildFire オプション (9) URL フィルタリングオプション (10) アドバンスド URL フィルタリングオプション (11)DNS セキュリティオプション (12)アドバンスド DNS セキュリティオプション	
アンチウイルスオプション	1 年
侵入防御オプション	
侵入プロテクションオプション	
Web フィルタオプション	
種類区分をⅠとする IIJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目及び	

タイプ V/PBB 接続品目を除く)に係るホットスタンバイオプション	
種類区分を I とする IIJ マネージドファイアウォールサービス(タイプ M/CXE 品目及びタイプ V/PBB 接続品目を除く)に係る次のオプション	
(1)脅威対策オプション	
(2)Threat Emulation オプション	
(3)マルウェア対策オプション	
(4)サンドボックスオプション	
(5)脅威防御オプション	
(6)アドバンスド脅威防御オプション	
(7)WildFire オプション	
(8)アドバンスド WildFire オプション	
(9)URL フィルタリングオプション	
(10)アドバンスド URL フィルタリングオプション	
(11)DNS セキュリティオプション	
(12)アドバンスド DNS セキュリティオプション	

5 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第 17 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ マネージドファイアウォールサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

2 いずれかの vMFW 仮想アプライアンスパッケージオプションの利用に関する契約が解除された場合には、当該 vMFW 仮想アプライアンスパッケージオプションに対応する種類区分を II とする IIJ マネージドファイアウォールサービス契約は、同日に解除されるものとします。

第 18 条(料金)

契約者が、IIJ マネージドファイアウォールサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 2 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ マネージドファイアウォールサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 19 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ マネージドファイアウォールサービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。))には、契約者は、別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

2 オプションサービスがその最低利用期間の経過する日前に終了した場合には、契約者は別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

第 20 条(料金の減額)

IIJ マネージドファイアウォールサービスにおいて、第 8 条(品質保証)に定める品質保証の違背が発生した場合は、当社は、別紙 4 に定めるところにより、基本サービスの月額費用の額をその限度額として、IIJ マネージドファイアウォールサービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 21 条(他のサービスの併用の場合における特則)

契約者が、当社の提供する当社が指定する他のサービスを併用している場合は、当社は、当該サービスを正常に行うため IIJ マネージドファイアウォールサービスに関する設定を変更することがあります。なお、当該変更を行うにあたり、契約者に事前の通知を行うものとします。

第 22 条(緊急対処)

当社は、IIJ マネージドファイアウォールサービスが前条(他のサービスの併用の場合における特則)に定める他のサービスと併用されている場合において、当該他のサービスの運用から得られた情報に基づき、侵入、攻撃等により契約者のネットワーク環境に被害が生ずるおそれがあり、かつ、緊急の対応を要すると合理的に判断される場合には、契約者に連絡することなく、ファイアウォールの設定を変更することができるものとします。

2 前項の事項を行った場合には、当社は、事後遅滞なく契約者に連絡するものとします。

第 23 条(保証の限定)

当社が明示する場合を除き、IIJ マネージドファイアウォールサービス及び当該サービスで提供する各種オプションの機能は、その完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性について何ら保証するものではなく、責任を負うものではありません。

第 24 条(利用環境保全)

当社は、契約者に提供する IIJ マネージドファイアウォールサービス環境の正常性維持を目的として、ファイアウォール機器のリソース及びその状態、通信量の観測を行います。また、状況に応じてファイアウォール機器のログの調査を実施します。観測の結果、現在の契約内容では IIJ マネージドファイアウォール

サービスの処理性能の限界到達により、IIJ マネージドファイアウォールサービスの正常利用を維持できない状態であると当社が認めた場合、その改善を目的として、当社から契約者に対し、契約内容の変更の提案を行う場合があります。

附則

平成 18 年 11 月 1 日施行

この契約約款は、平成 18 年 11 月 1 日から実施します。

平成 19 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 19 年 11 月 1 日から実施します。

平成 20 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 20 年 2 月 1 日から実施します。

平成 20 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 20 年 7 月 1 日から実施します。

平成 21 年 4 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

2 IIJ セキュリティプレミアムサービス利用規約に基づき成立した、IIJ セキュリティプレミアムサービスに係る契約は、平成 21 年 4 月 1 日以降の日において当社が当該サービスの契約者毎に別途書面で通知するところに従い、IIJ マネージドファイアウォールサービス契約として存続することができるものとします。

3 IIJ セキュリティスタンダードサービス利用規約に基づき成立した、ハードウェア種別を NetScreen とする IIJ セキュリティスタンダードサービスに係る契約は、平成 21 年 4 月 1 日以降の日において当社が当該サービスの契約者毎に別途書面で通知するところに従い、IIJ マネージドファイアウォールサービス契約として存続することができるものとします。

4 前 2 項により存続する IIJ マネージドファイアウォールサービス契約における最低利用期間の起算日、及び、契約者が支払うべき料金の額はなお従前のままとします。

平成 21 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。

平成 22 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

平成 23 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 23 年 6 月 1 日から実施します。

平成 24 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

平成 25 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

平成 26 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 2 月 1 日から実施します。

平成 26 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 11 月 1 日から実施します。

平成 27 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

平成 27 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

平成 27 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。

平成 28 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

平成 28 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

平成 30 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

平成 31 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 31 年 2 月 1 日から実施します。

令和 2 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 3 月 1 日から実施します。

令和 2 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 6 月 1 日から実施します。

令和 2 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 9 月 1 日から実施します。

令和 2 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 12 月 1 日から実施します。

令和 3 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 3 月 1 日から実施します。

令和 3 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。

令和 3 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 6 月 1 日から実施します。

令和 3 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。

令和 3 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 11 月 1 日から実施します。

令和 4 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、令和 4 年 6 月 1 日から実施します。

令和 5 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。

令和 6 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。

令和 7 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 6 月 1 日から実施します。

令和 7 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。

令和 8 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 4 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ マネージドファイアウォールサービスにおける品質保証等

[第 8 条関係]

1 障害通知

(1) 保証基準

当社の定める障害検知及び連絡手続により、障害発生を検知してから 30 分以内に契約者の指定する障害情報通知先に障害の通知を行うこと。

2 設定変更対応通知

(1) 保証基準

当社の定める設定変更受付方法及び連絡手続により、設定変更依頼を受領してから 2 時間以内に契約者の指定する運用管理担当者に、設定変更依頼の受領の通知を行うこと、及び、第 16 条（オプションサービス）第 2 項第 2 号に定める拡張サポートオプションに係る IIJ マネージドファイアウォールサービス契約の契約者に対しては、当該設定変更依頼の受領の通知から 4 時間以内に契約者の指定する運用管理担当者に依頼内容確認に着手をすることの通知及び当該依頼内容確認の通知から 4 時間以内に設定変更作業の準備に着手すること。なお、設定変更作業の準備とは、作業者選定、適用日時の検討、ファイアウォール機器への設定情報や手順の作成の全部又は一部とし、設定変更作業の全部又は特定の過程の完了を保証するものではありません。

別紙 2 IIJ マネージドファイアウォールサービスにおける料金等 [第 18 条関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

IIJ マネージドファイアウォールサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

ホットスタンバイオプション、拡張サポートオプション、ポート拡張(+5 ポート)オプション、オンサイト保守オプション、ポート拡張オプション、インタフェース増設オプション、VPN オプション、月次報告書送付オプション、アンチウイルスオプション、脅威対策オプション、侵入防御オプション、Threat Emulation オプション、CheckPoint SandBlast NGTX オプション、脅威防御オプション、アドバンスト脅威防御オプション、WildFire オプション、アドバンスト WildFire オプション、URL フィルタリングオプション、アドバンスト URL フィルタリングオプション、DNS セキュリティオプション、アドバンスト DNS セキュリティオプション、マルウェア対策オプション、侵入プロテクションオプション、Web フィルタオプション、ラックマウントキットオプション、サンドボックスオプション、vMFW ファイアウォールパッケ

ージオプション、グローバル IP アドレス/V(vMFW/VIP 用)オプション、プライベートネットワーク/V(vMFW/同期用)オプション、導入サポート(ベーシック)オプション、導入サポート(アドバンス)オプション、トンネル接続(IIJ セキュアエンドポイントサービス)オプション及び DR オプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 基本サービス

IIJ マネージドファイアウォールサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

ホットスタンバイオプション、拡張サポートオプション、ポート拡張(+5 ポート)オプション、オンサイト保守オプション、ポート拡張オプション、インタフェース増設オプション、VPN オプション、月次報告書送付オプション、アンチウイルスオプション、脅威対策オプション、侵入防御オプション、Threat Emulation オプション、CheckPoint SandBlast NGTX オプション、脅威防御オプション、アドバンス脅威防御オプション、WildFire オプション、アドバンス WildFire オプション、URL フィルタリングオプション、アドバンス URL フィルタリングオプション、DNS セキュリティオプション、アドバンス DNS セキュリティオプション、マルウェア対策オプション、侵入プロテクションオプション、Web フィルタオプション、ラックマウントキットオプション、サンドボックスオプション、vMFW ファイアウォールパッケージオプション、グローバル IP アドレス/V(vMFW/VIP 用)オプション、プライベートネットワーク/V(vMFW/同期用)オプション、トンネル接続(IIJ セキュアエンドポイントサービス)オプション及び DR オプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

3 一時費用

(1) 第 7 条(契約内容の変更)第 1 項に基づく品目の変更において、変更後の品目がタイプ S である場合にあっては当社が別途契約者に示す金額、変更後の品目がタイプ S 以外である場合にあっては変更後品目の初期費用の 50%に相当する金額

(2) 第 12 条(故障が生じた場合の措置)第 3 項に基づく貸与ファイアウォール機器の故障にあっては、当社が別途契約者に示す金額

(3) 第 13 条(亡失品に関する措置)第 2 項に基づく亡失負担金にあっては、当社が別途契約者に示す金額

(4) 第 16 条(オプションサービス)第 2 項第 9 号に定める現地作業オプションにあっては、現地作業オプションの内容に応じて当社が別途契約者に示す金額

別紙 3 最低利用期間内解除調定金 [第 19 条関係]

1 第 19 条第 1 項関係

IIJ マネージドファイアウォールサービスの種類及び品目に応じ、第 3 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 2 の 2.月額費用に定める金額

2 第 19 条第 2 項関係

第 16 条(オプションサービス)第 4 項の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 2 の 2.月額費用に定める金額

別紙 4 料金の減額 [第 20 条関係]

品質保証違背時の減額 (第 20 条関係)

基本サービスの月額費用の 30 分の 1 を減額するものとする。